

特別養護老人ホーム恵翔苑 利用料金表

a. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護福祉施設サービス費

要介護度区分	1日あたりの自己負担額(円/日)			
	ユニット型個室	従来型個室	多床室(平成27年4月～)	多床室(平成27年8月～)
要介護1	625	547	594	547
要介護2	691	614	661	614
要介護3	762	682	729	682
要介護4	828	749	796	749
要介護5	894	814	861	814

注) 要介護旧措置入所者に対しては減免制度あり。

注) 多床室については、平成27年4月に見直し後、平成27年8月に再度見直しを行う。

(2) 加算費用(入所者全員につき算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件	
栄養マネジメント加算	14円/日	常勤の管理栄養士を配置し、入所者ごとに栄養ケア計画作成して栄養管理を行うとともに、計画の定期的な評価や必要に応じた見直しを行う。	
日常生活継続支援加算(従来型)	36円/日	新規入所者に占める要介護度4以上の割合もしくは認知度Ⅲ以上の割合が所定の割合以上であり、かつ介護福祉士の員数が必要な人数を満たしている。	
日常生活継続支援加算(ユニット型)	46円/日		
看護体制加算Ⅰ(イ)	6円/日	入所定員が31人以上50人以下で、常勤看護職員を1名以上配置。	
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4円/日	入所定員が30人又は51人以上で、常勤看護職員を1名以上配置。	
看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を配置基準より1名以上多く、かつ入所者数25名に対して1名以上の割合で配置し、これら看護職員又は病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している。	
夜勤職員配置加算Ⅰ(従来型)	13円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く職員を配置している。	
夜勤職員配置加算Ⅱ(ユニット型)	27円/日		
口腔衛生管理加算	30円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行うとともに、これに基づき口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している。	
精神科医師定期的療養加算	5円/日	認知症入所者が全入所者の1/3以上を占める指定介護老人福祉施設において精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回行われている。	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単数×5.9%	介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合、介護老人福祉施設を利用して算出されたそう単位数に5.9%を乗じて得た単位数。	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18円/日	介護福祉士が6割以上いる。	日常生活継続支援加算が算定できない場合、施設の体制によりいずれかを算定する。
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日	介護福祉士が5割以上いる。	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日	常勤の占める割合が75%以上。	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	勤続3年以上の職員が30%以上。	

注) 上記加算については、施設において算定要件が満たされている場合に算定可。

(3) その他の加算費用(発生の都度算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件
入院・外泊算定	246円/日	入院又は外泊を行った場合。 (1月に6日を限度。月をまたぐ場合は最大12日)
初期加算	30円/日	入所又は30日を超える入院期間を経て退院した場合(30日)
退所時等相談援助加算		
①退所前後訪問相談援助加算	460円/回	退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。
②退所時相談援助加算	400円/回	退所後の居宅サービス又は施設サービス等についての相談援助及び行政・支援センターへ情報提供を行った場合。
③退所前連携加算	500円/回	退所に先立ち、居宅介護支援事業所への情報を提供し、かつその業者と連携して居宅サービスの利用に係る調整を行った場合。

(3)その他の加算費用(発生の都度算定) 続き

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件
経口維持加算Ⅰ	400円/月	栄養マネジメント加算を算定しており、現に経口により食事摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき経口維持計画を作成している場合で、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合。
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口維持加算Ⅰを算定しており、協力歯科医療機関を定めている場合、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合において算定可。
経口移行加算	28円/日	栄養マネジメント加算を算定しており、経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援が行われた場合。
療養食加算	18円/日	医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供を行う場合。
看取り加算		
看取り加算①	1280円/日	死亡日。
②	680円/日	死亡の前日、前々日。
③	144円/日	死亡日以前4日以上30日以下。
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。

(4)高額介護サービス費の制度について

利用者負担段階に応じて、下記金額を超えた場合は、高額介護サービス費として払い戻しの手続きを行うことができます。(制度については居住地の行政機関へお問い合わせ下さい)

利用者負担段階	上限月額(円)
第1段階	15,000
第2段階	15,000
第3段階	24,600
第4段階	37,200

b. 居住費・食費

負担限度額区分	食費(1日あたりの費用)	居住費(1日あたりの費用)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
基準費用額	1,380	2,500	1,150	320+β+α
非該当	1,380	2,500	1,150	320+β+α
第3段階	650	1,310	820	320+β
第2段階	390	820	420	320+β
第1段階	300	820	320	0

注1) βについて…直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用・負担限度額を上回っていることを踏まえ50円/日

注2) αについて…多床室の入所者に対して、室料相当の負担を求めるとに伴う見直しで 470円/日

注3) 多床室における居住費負担について

一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める(β+α)ただし、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給する(短期入所についても同様とする)(α分の実施については平成27年8月からとする。)

注4) 利用者負担段階の対象については各市町村の制度となるため、居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

注5) 旧措置入所者について

平成12年(2000年)4月1日より前からすでに特別養護老人ホームに入所されていた方は、措置時代と比べて自己負担額が過大とならないよう負担軽減措置があります。

注6) 従来型個室に入所されている方の経過措置について

平成17年(2005年)9月30日現在すでに恵翔苑の従来型個室に入所されている方については、10月1日以降は、多床室と同額の介護福祉施設サービス費及び居住費が適用されます。

注7) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」(生計困難者本人が市町村へ申請し、一定の要件を満たした場合に交付されるもの)を提示された方は、自己負担が4分の3または2分の1となります。詳細は居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

c. その他のサービス

項目	自己負担額
理髪・美容サービス	理髪・美容:カット2,500円、パーマ3,500円、染め4,000円 (シャンプーはパーマ・染めに含む)
レクリエーション行事	施設外レクリエーションについて実費(交通費、入場料等)
クラブ活動	実費
特別な食事	実費
貴重品管理費手数料金	小口現金管理費 20円/日 預かり金通帳1冊につき50円/日
光熱費	テレビ電気代11円/日、電気毛布・アンカ22円/日、冷蔵庫22円/円 加湿器22円/日
文書発行手数料	1,000円/1件
コピー代	黒 10円/枚、カラー 50円/枚
エンゼルケア	死後処置援助費用10,000円 浴衣エンゼルセット 実費負担
その他日常生活に必要な物品	実費(ただしおむつを除く)
医療費	当施設の医師による健康管理や療養指導については介護サービスに含む。それ以外の医療については自己負担。
車使用料(車両の貸出) ※事前予約必要	嘱託医の指示以外で通院を希望される場合等は、施設では対応できませんので通院介助はご家族様で対応していただくことになります。ただし、車イスの使用等通常の車種では通院が困難な場合について、事前予約より施設で所有している福祉車両を貸し出すことができます。この場合、使用料として37円/kmの費用がかかります。